

GIGAスクール構想の実現

教育指導課

一人一台の情報端末を活用した教育活動

一人一台の情報端末を利活用して目黒区が目指すこと

学習指導要領の着実な実施とICT機器の活用により、カリキュラム・マネジメントを充実させ、発達の段階に応じて、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現させる。

- ①児童・生徒は、学びを進めていく中で、問題解決のために情報端末活用の必要性を感じ、解決のために適切なツールを選択し活用することができる。【児童・生徒】
- ②教員は、情報端末を手段として「いつでも」「どこでも」「だれとでも」という視点を持ち、児童・生徒の学びをデザインすることができる。【教員】

学習用情報端末 iPad の活用

Anytime（いつでも）

情報端末を日常的に活用して、授業中の様々な場面での情報収集や、思考したことを表現するなど、「いつでも」学ぶことができます。

- 検索サイトを活用した調べ学習
- 文章作成ソフト、プレゼンテーションソフトの利用
- 各教科における授業での活用
 - ・国語科：段落を入れ替えて構成を工夫
 - ・社会科：各地の生産者等にインタビュー
 - ・体育科・保健体育科：スローモーション撮影し、動きの確認

Anywhere（どこでも）

LTE通信を生かし、学校内だけではなく場所を選ばず、校外や自宅など、「どこでも」学ぶことができます。

- 場所を選ばない学習
 - ・校外学習：生活科見学で見つけた動植物の撮影
 - ・自然宿泊体験学習：しおりのデータ化、事後学習に活用する画像・動画の撮影
- 一人ひとりの学習状況に応じた個別学習
 - ・eラーニングを活用した家庭学習（予習・復習）

With anyone（だれとでも）

アプリケーションを用いて児童・生徒同士で協働的に活動したり、オンライン会議システムで遠隔地とつないだりなど、「だれとでも」学ぶことができます。

- クラスメイトとつながる
 - ・アプリケーションを用いた協働的な学び
- 外部とつながる
 - ・修学旅行先で交流する学校と事前・事後学習にて交流
 - ・オンライン会議システムを活用して、遠隔地の工場や資料館等の見学や、生産者への質問

主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善

個別最適な学びの実現

協働的な学びの実現

基礎的・基本的な知識・技能や言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力の確実な育成

※情報活用能力…情報を取得し、整理・比較、発信・伝達、保存・共有する力やプログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等を指す。

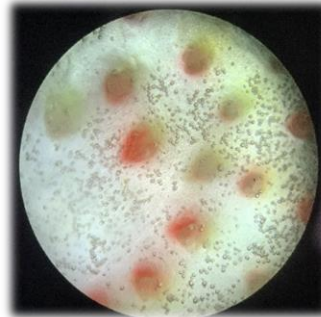
家庭等との連携	教員のICT活用能力の向上	ICT環境の整備
<ul style="list-style-type: none"> ○不登校、病気療養等の児童・生徒への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン授業配信による学習保障 ・「eライブラリ」の活用による、学習保障及び個別最適な学びの実現 ○家庭との連携による児童・生徒への指導の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・家庭での情報端末の利活用 ・家庭内での利用ルール設定 	<ul style="list-style-type: none"> ○各種研修の実施、参加 <ul style="list-style-type: none"> ・教育指導課主催研修への参加 ・校内研修及び校内OJTの計画と実施 ・ICT活用推進リーダーブロック連絡会での情報共有 ・各学校に配置するGIGA支援員による支援 ○授業準備の効率化と児童・生徒への指導の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・課題のデータ提出（ペーパーレス化）による業務軽減 ・スタディログ等の教育データの活用 ・教材データの蓄積と共有による授業準備の効率化 	<ul style="list-style-type: none"> ○時間的空間的な制約のないICT環境整備 <ul style="list-style-type: none"> ・持ち運びやすく、起動が早い端末の導入 ・LTE通信の整備 ・様々な学びに必要なアプリケーションの導入 ・安心して使用できるセキュリティ環境の導入 ・デジタル教科書の導入 ・クラウド活用 ○人的支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ICT支援員とGIGA支援員の各学校への配置

一人一台の情報端末を活用した教育活動

- 児童・生徒へのICTを活用した日常的な学習指導
⇒ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた
学習用情報端末の活用の**取組**



カメラ



文書作成

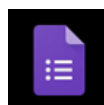


表計算

実験C	実験B	実験A
二酸化炭素の割合	石灰水	
17%	4.5%	白く濁った
17%	3%	にごった
7%	4%	白く濁った
7%	約5%	
16%	3%	白く濁った
17%	3.5%	白く濁った
17%	5%	白く濁った
X	4%	白く濁った
	4%	



スライド



アンケート



ホワイトボード



音楽編集



eラーニング



一人一台の情報端末を活用した教育活動

- やむを得ず学校に登校できない児童・生徒へのICTを活用した学習指導

⇒ 感染や感染予防等で学校に来られない

児童・生徒に対し、**学びを止めない取組**

- (1) 学習用情報端末に学習内容や学習課題等を配信し、自宅学習を促進する。
- (2) オンラインによる朝の会やオンライン個別面談を実施する。
- (3) 授業の様子をオンラインで配信する。



← やむを得ず学校に登校できない児童に対し、黒板を中心として授業をオンラインで配信している様子

**区立小・中学校・幼稚園・こども園と
保護者等間における連絡手段のデジタル化**

教育指導課

区立学校・園と保護者等間の連絡手段のデジタル化

● システム導入の背景

- 平時・緊急時において、速やかに正確な情報を共有することが可能。
- 令和2年10月に学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化に関する通知(文部科学省)
- ⇒ 学校・園と保護者等間での**情報発信**や**双方向型**の連絡を効率的に行うための仕組みを導入

区立学校・園と保護者等間の連絡手段のデジタル化

- システム概要及びシステム導入後の変容
- 契約業者名 株式会社EDUCOM(エデュコム)
- システム名 C4th Home & School
- 使用する機器(保護者側) 私用のスマートフォンなどの情報機器

	主な機能	対応の比較	
		今までの対応	デジタル化による対応
教育委員会 及び学校・園 から保護者 への連絡	お便り・資料配布	書面(プリント)や連絡帳 等を用いて保護者へ連絡	アプリ等を通して配信 → 連絡事項等の確実な伝達
	日々の連絡		
	共通連絡		
	緊急連絡	見守りメールによる 一斉配信	
保護者から 学校・園への 連絡	欠席・遅刻・早退連絡	電話や連絡帳の持参 など	アプリ等を通して連絡 → 電話連絡等が不要
	保護者会等の 出欠調査 アンケート回答など	書面(プリント)による回答	アプリ等を通して回答
	個別の連絡事項	連絡帳等	アプリ等を通して双方向で メッセージ送信等が可能

区立学校・園と保護者等間の連絡手段のデジタル化

●機能の活用例

お便り・資料連絡 活用例



子どもから「おたより（プリント）を渡してくれなかった」を解消！
必要なときに保護者のスマホで確認できるため、伝達漏れを防ぐことができます。

春の遠足

来週の遠足の持ち物は以下のとおりです。

- ・お弁当
- ・水筒
- ・ハンカチ
- ・ティッシュ

来週はお弁当が必要だね。

学校からの大事なお知らせが直接保護者に届くから、保護者の「知らなかった！」がなくなります。

過去のおたよりも簡単に確認！

子どもからのプリントの渡し忘れがなくなり、データで確認できるため「知らなかった！」がなくなります。

学校からの重要なお知らせ、確実に保護者に届けます！

区立学校・園と保護者等間の連絡手段のデジタル化

●機能の活用例

学校⇔保護者間の欠席連絡をデジタル化！



保護者が欠席や遅刻の連絡をアプリで行い、学校は手元で内容を確認！
あわただしい朝の電話対応や先生同士の伝達の負担を軽減します。

当日ではなくても事前に欠席連絡ができます。

スマホから簡単に学校へコメントの送信が可能です。

欠席連絡

当日連絡受付終了時間

欠席日
2021/04/15

欠席区分
欠席

欠席理由
発熱

コメント
コメントがある場合はご記入ください。

この内容で欠席連絡を送信する

保護者アプリ画面

欠席連絡

欠席日
2021年4月15日

受信日時
2021年4月15日 19時29分

欠席連絡種別
毎日の登校

欠席区分
欠席

欠席理由
発熱

保護者アプリのコメント
有効

4月15日 19時29分 金田美帆 (X)
38.5分あるため、お休みします。よろしくお願いたします。

コメントがある場合はご記入ください。

先生アプリ画面

保護者からのコメントのON/OFFを簡単に切り替えられます。

気になる欠席連絡は学校から、後追いで返信が可能です。

事前の欠席連絡で、保護者も学校も忙しい朝がスマートに！

区立学校・園と保護者等間の連絡手段のデジタル化

● 保護者情報の登録について

○ 保護者は登録シートのQRコードを読み込んで登録します。(父・母など複数名登録できます。)

学校情報配信アプリ「C4th Home & School」は、学校から保護者に向けて、学校や子どもの様子をお知らせするスマートフォン・タブレット用のアプリです。この用紙はC4th Home & School をご利用いただくにあたり、利用登録のために必要な事項をお知らせするものです。下記の手順に沿って登録を行ってください。

STEP1 アプリのインストール
ご利用のスマートフォンのアプリストアで「C4th Home & School」を検索してアプリをインストールしてください。

STEP2 学校の選択
アプリを起動し、「学校の追加」ボタンから学校設定を行ってください。

STEP3 ユーザー情報の登録
ログイン画面の「新規登録」から利用情報の登録を行ってください。登録には以下の情報が必要です。

氏名	ログインID	パスワード	メールアドレス	(ユーザー登録の完了・パスワードを忘れた際の通知先となります。)
----	--------	-------	---------	----------------------------------

STEP4 子どもアカウントの登録
続けて子どもアカウントの登録を行ってください。

男 性 姓 名	8年2組 森脇 太郎	登録有効期限
子どもアカウント	8XG344JPHG	
子ども登録PW	CSH7M58W	

STEP5 2人目以降のご家族の登録
最初に子どもアカウントの登録を行った方がご家族の代表者となります。ご家族で2人目以降の方が登録される場合、子どもアカウント登録を行う際に、代表者の子ども登録の共有申請通知が届きますので、代表者の方にて共有申請の許可を行ってください。

注意事項

- この用紙は個人情報を含むため廃棄となりますので、廃棄前以外の日に廃棄することがないように、留意をお願いします。
- 登録を行わない場合は、発行者に返却するか、ご自身で破棄してください。
- この利用申請用紙には有効期限が定められています。有効期限を過ぎてしまった場合は、発行者に連絡して再発行の手続きを行ってください。
- C4th Home & School をご利用いただくにあたっての登録料は、ご利用者の負担となります。

子どもアカウントの登録シート (例)

欠席連絡

欠席連絡一覧

コメント表示 ON OFF

2021年10月12日 学校確認済
毎日の連絡 風邪

10月11日 17:45 小向啓子
お大事にしてください。春奈ちゃんが元気になるのを待っていますね。

10月11日 15:24 江戸花子 (母)
昨日から熱が下がらないため欠席！ ます

2021年9月23日 学校確認済
えどっこ発表会 通院

9月22日 23:05 江戸花子 (母)
本人通院のため、発表会に遅刻します。クラスの発表には間に合うように参加させます。

2021年6月18日 学校確認済
毎日の連絡 家事都合

スマートフォン画面イメージ

いじめの現状と いじめ問題への対応

教育指導課

目黒区いじめ防止対策推進条例

保存版

平成29年4月施行

目黒区 いじめ防止対策 推進条例

児童・生徒が安心して
生活し 学ぶために

子どもは、かけがえない存在であり、一人ひとりが尊重され、健やかに成長する権利があります。

子どもの尊厳及び基本的人権を侵害するいじめは、絶対に許されない行為です。

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれもあります。

いじめをなくすためには、児童等が、主体的に行動するとともに、周りの全ての人が、「いじめは絶対に許さない」、「いじめはどの児童等にも、どの学校でも、起こり得る」との意識をもって、それぞれの役割の下に、連携及び協力していじめの防止等に取り組む必要があります。

私たちはここに、いじめをなくし、全ての児童等が安心して生活し、学ぶことができることを目指し、この条例を制定します。

—— 条例の前文より

■ 目黒区教育委員会 ■

いじめの類型

○：いじめの行為 ◆：加害の子供への対応例

行為の 故意性、意図性	加害の子供 の集団性	一人で → 集団で	
		一人	集団
1 好意で行った 言動 ～親切のつもりが…～		<p>ゼロ</p> <p>○ 発言の苦手な子供に、「〇〇さんも意見を言いなよ。」と強く促した。</p>	<p>◆ 親切さを十分に評価した上で、発言が苦手な子の気持ちについて、一緒に考える。</p>
2 意図せずに行った 言動 ～悪気はなかったのに…～		<p>○ リレーでバトンを落とした子供に「何やってんだ！」と怒鳴った。</p>	<p>◆ 発達特性なども踏まえ、何気ない言葉が相手を傷付けることもあることを丁寧に諭す。</p>
3 衝動的に行った 言動 ～つい、かっとなって…～	暴力を伴わない	<p>○ うっかりぶつかってきた子供に「死ねよ。」と言い、にらんだ。</p>	<p>◆ 絶対に使ってはいけない言葉について指導する。</p>
	暴力を伴う	<p>○ うっかりぶつかってきた子供に対して、その場で殴りかかった。 ※ 事例によっては犯罪に該当</p>	<p>◆ 暴力は絶対に許されないことを指導するとともに、かっとなったときの対処方法を身に付けさせる。</p>
4 故意で行った 言動 ～あの子がむかつく～	暴力を伴わない	<p>① 運動の苦手な子供に、「あなたのせいで負けたの分かっているの！」と問い詰めた。</p>	<p>◆ 発言の背景となっている思いを聞き取った上で、他人の失敗を責めることの問題について理解させる。</p>
	暴力を伴う	<p>② 運動で失敗するたびに、「へばい!」「足引っ張るな!」などはやし立てた。</p> <p>③ 体育着を隠して、被害の子供が探している様子を笑って見ている。</p> <p>④ 試合で負けたお詫びに、メンバー全員に1,000円ずつ払うよう強要した。</p> <p>⑤ お金を持って来ないことを理由に、殴ったり、蹴ったりした。</p>	<p>◆ 絶対に許されない行為であることを理解させ、完全に行われなくなるまで、監督を徹底する。</p> <p style="text-align: center;">重大な犯罪</p>
継続性		<p>法令上のいじめ</p> <p>社会通念上のいじめ</p>	
		単発的	継続的

※ 上記の類型は、加害の子供の行為によるもので、被害の子供の「心身の苦痛」の軽重によるものではない。
 ※ どこからが犯罪に該当するかは、事例ごとに異なる。 ※ 「暴力」とは、言葉以外の有形力の行使全般を指す。

目黒区のいじめの認知件数

＜令和2年4月1日～令和3年3月31日までの状況＞

(単位：件)

			1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
小学校	令和2年度	法令上のいじめ	88	97	74	102	77	90	528
		社会通念上のいじめ	1	2	7	3	9	15	37
	令和元年度	法令上のいじめ	127	159	117	116	161	128	808
		社会通念上のいじめ	1	7	6	16	12	15	57
	平成30年度	法令上のいじめ	231	191	163	204	183	137	1109
		社会通念上のいじめ	1	6	7	9	9	18	50
中学校	令和2年度	法令上のいじめ	20	17	18				55
		社会通念上のいじめ	0	2	0				2
	令和元年度	法令上のいじめ	57	51	34				142
		社会通念上のいじめ	6	0	5				11
	平成30年度	法令上のいじめ	128	82	55				265
		社会通念上のいじめ	7	10	1				18

社会通念上のいじめの態様

＜令和2年4月1日～令和3年3月31日までの状況＞

(複数回答あり)

	小 学 校			中 学 校		
	令和2年度	令和元年度	平成30年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
① 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる	23	42	39	2	9	12
② 仲間はずれ、集団による無視をされる	6	7	7	0	1	2
③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして、蹴られたりする	7	17	17	0	0	3
④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	3	5	10	0	0	1
⑤ 金品をたかられる	1	1	0	0	0	0
⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	5	7	4	0	0	3
⑦ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	7	11	13	0	3	2
⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる	0	0	0	0	3	3
⑨ その他	0	0	0	0	0	0

いじめられた児童・生徒のその後の状況

＜令和2年4月1日～令和3年3月31日までの状況＞
 ()は令和元年度の数値

(単位：件)

			小学校	中学校	合計
① いじめが解消しているもの		法令上のいじめ	394 (664)	33 (115)	427 (779)
		社会通念上のいじめ	20 (30)	2 (8)	22 (38)
② 解消に向けて取り組み中		法令上のいじめ	132 (143)	22 (27)	154 (170)
		社会通念上のいじめ	15 (26)	0 (3)	15 (29)
③ 他校へ転学	いじめによるもの	法令上のいじめ	0 (1)	0 (0)	0 (1)
		社会通念上のいじめ	0 (1)	0 (0)	0 (1)
	家庭の事情によるもの	法令上のいじめ	2 (0)	0 (0)	2 (0)
		社会通念上のいじめ	2 (0)	0 (0)	2 (0)
計		法令上のいじめ	528 (808)	55 (142)	583 (950)
		社会通念上のいじめ	37 (57)	2 (11)	39 (68)

いじめが「解消している」状態とは次の2つの要件が少なくとも満たされている必要がある。

- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月続いていること。
- ②被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめ問題への対応

状況の把握

- 定期的なアンケートの実施
- よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート(hyper-QU)

- 教育指導課へのいじめに関する報告



いじめ防止啓発

- STOP!いじめ 私の行動宣言の作成・掲示



- いじめ防止啓発ポスターの作成・掲示



相談体制の整備

- いじめに関する通報及び相談体制の周知

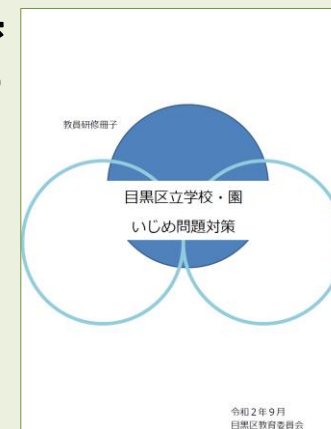


- スクールカウンセラーによる相談体制の整備
- スクールソーシャルワーカーの派遣



教員研修の実施

- 教員研修冊子「目黒区立学校・園 いじめ問題対策」の活用による各校におけるいじめ問題対策の研修の充実



いじめ問題への対応

いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議 テーマ「いじめのない学校をめざして」

- 中学校区毎に開催
(11月～12月)

- いじめ防止についての
意見交換

